

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う会社からのお願い

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、**室内での修繕作業中**は、下記の6点について、入居者へのお願いがあります。



新型コロナウイルス感染拡大防止
にご協力お願いいたします。

新型コロナウイルス
感染拡大防止対策中



上記以外のQ&Aも掲載していますので、一度ホームページをご確認ください。

☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

受付時間：8:30～17:15(土日祝日・年末年始は除く)

- 名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関すること《入居係》 ☎098-917-2206
(例：親族を同居させたい、名義人の死亡、離婚、連帯保証人の死亡、転職、住所や電話番号の変更)
- 県営住宅退去・減免申請、
入居者の異動、収入申告に関すること《収入調査係》 ☎098-917-2435
(例：結婚や進学・就職によって団地から転出)
- 駐車場に関すること《駐車場係》 ☎098-917-2437
(例：車庫証明発行、契約・解除手続き、車両を変更した等)
- 家賃支払いに関すること《収納係》 ☎098-917-2436
- 家賃滞納に関する相談・心配事《専門相談員》 ☎098-917-1210
- 修繕の申込・相談に関すること ☎098-917-2438

模様替え申請に関すること《施設整備係》

下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております。

- ・名護出張所 ☎0980-43-7970 FAX: 0980-43-7971
- ・コザ出張所 ☎098-988-7686 FAX: 098-988-7687
- ・宜野湾出張所 ☎098-917-6173 FAX: 098-917-6174

各出張所も
ご利用ください

※ 修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合もございます。お急ぎでない方は他の時間帯にお電話いただきますよう、ご協力をお願いします。

※ 営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡していただくようお願いいたします

けん えい じゅう たく

県営住宅だより

2022

春号



【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



第10号

修繕のお問い合わせ先はお住まいの地区ごとに異なります！

- 名護出張所** (名護市の県営住宅)
- コザ出張所** (沖縄市、うるま市、嘉手納町、読谷村の県営住宅)
- 宜野湾出張所** (宜野湾市、浦添市、北谷町、西原町、北中城村、中城村の県営住宅)
- 那覇本社(施設整備係)** (那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、八重瀬町、南風原町、与那原町の県営住宅)

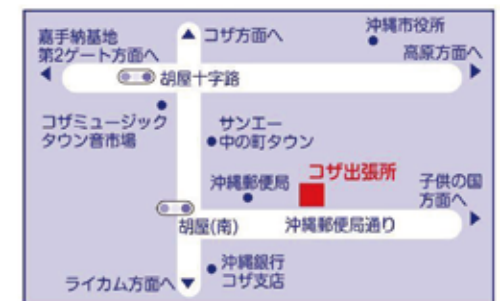
お住まいの地区の担当窓口へお電話ください。
電話番号は裏面をご覧ください。

- インターネットの接続に伴う申請や手すり等の設置の申請などについても、上記の修繕受付先窓口にて手続きできますのでぜひご利用ください。

※申請にあたっては、家賃・駐車場使用料の滞納がないことを必ずご確認のうえ、模様替え申請書および委任状(名義人以外が申請する場合)、認め印を持参し、申請していただきますようお願いいたします。

ご注意ください！

- 緊急修繕以外は、対応にお時間をいただきます。時期を見合わせてご連絡いただくようお願いいたします。
- 緊急修繕とは、水漏れや排水の詰まり、断水、水が止まらない、電気設備故障による停電、その他、緊急を要する重大な事故につながりかねないものを言います。
- インターネット接続申請にあたっては、事前にマンションタイプ方式・ホームタイプ方式のどちらかをご確認のうえ申請ください。接続方法により申請方式が異なりますのでご注意ください。
- インターネット等の接続申請については、公社ホームページより印刷または那覇本社・各出張所の修繕受付先窓口にて配布しております。



6月初旬に「収入申告書」の用紙を発送します！

県営住宅の家賃は、お住まいの方の収入と部屋の広さや立地条件などに応じて決定します。そのため、毎年、収入を証明する書類等を添付した「収入申告書」を期限までに提出していただき、それにもとづいて、翌年度の家賃を決定しています。

6月初旬に「収入申告書」の用紙を発送しますので、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、同封する返信用封筒に入れて、**6月30日(木)**までに提出してください。「収入申告書」の提出は、県営住宅にお住まいの方の義務です。提出されない方については、世帯の収入状況にかかわらず、近傍同種家賃（近隣民間賃貸住宅の相場の家賃）を負担していただくことになりますので、**必ず提出してください。**

●お問い合わせ先

収入調査係 ☎098-917-2435 9時～17時（土日祝日は除く）

※「収入申告書」の用紙送付後、1週間位は、電話が非常に混雑します。電話が繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直してください。※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**郵送での提出**にご協力ください。

家賃の支払いについて一人で悩んでいませんか！

新型コロナウイルスの影響による家賃滞納に関する相談などもひとりで悩まずご相談ください。

那覇本社窓口では、社会福祉士の資格を持った専門相談員が、福祉事務所その他関係機関と連携を図りながら、県営住宅家賃の納付に関する相談に応じています。感染拡大防止対策を行ったうえで、各出張所においても相談を受け付けておりますが、事前に予約をお願いします。

専門相談窓口 専用ダイヤル

☎ (098) 917-1210

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために！



接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

収入再認定に関するお知らせ

次の事由に該当して、認定（世帯）所得月額が所得の区分を下回って変動した世帯は、家賃が見直される場合があります。

なお、家賃の見直しは、申請月の翌月からの適用となります。

事由

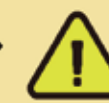
- ① 世帯の構成に変更があった場合
（名義変更申請、同居承認申請または世帯員の転出の手続きが必要です）
- ② 65歳以上の所得のある方が退職（廃業）した場合
- ③ 転職等したことにより、収入が減った場合
- ④ 特別控除等の申告漏れがあり、市町村で修正申告して認められた場合
- ⑤ 新たに障害者手帳等の交付を受けた場合

詳しくは、収入調査係までお問合せください。

収入調査係 (098) -917-2435



名義人が死亡・退去（転出）された場合には、 名義変更のお手続きが必要です！



- 県営住宅の名義人が死亡または婚姻・離婚による退去、施設へ入所（住所の異動を伴うもの）された際、同居している方が引き続き居住を希望する場合は、名義変更の手続きが必要です。
- 名義変更の承認が受けられない場合は、名義人が死亡または退去した日からすみやかに県営住宅から退去しなければなりません。
- 申請にあたっては、以下の要件をいずれも満たしていることが必要です。

要件1 名義変更の理由が、名義人の死亡、離婚、婚姻、施設入所などによる退去であること。

要件2 新名義人となる方が、入居当初から同居されている方、または承認を得て名義人と1年以上同居している方で、次の(1)～(6)のいずれかに該当すること。

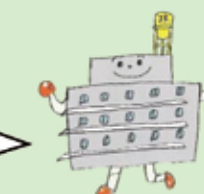
- (1) 名義人の配偶者
- (2) 障がい者の方がいる世帯（手帳の等級による）
- (3) ひとり親（母子・父子）世帯であり、20歳未満の子を養育している世帯
- (4) 生活保護を受けている世帯
- (5) 高齢者（60歳以上（名義人の死亡・退去時点での年齢））の単身世帯
- (6) 高齢者と（その配偶者、18歳未満の者、身体障害者及び精神障害者等、60歳以上の者）の親族のみで構成される世帯

要件3 名義変更後の世帯の収入が、認定月収31万3千円以下であること。

● なお、要件を満たしていても、家賃および共益費の滞納、迷惑行為等、県営住宅明渡請求事由に該当する世帯は、名義変更のお手続きができません。

● 明け渡し（退去）せずに居住し続けた場合、近傍同種家賃（近隣民間賃貸住宅の相場の家賃）を徴収します。場合によっては、法的措置（裁判）へ移行する可能性もあります。

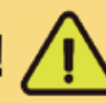
名義変更は原則1回限りです！「将来への不安、婚姻のため配偶者に名義を変えたい」といった理由では、名義変更できません！



入居係 (098)-917-2206



階段や廊下等の共用部分に私物を置かないでください！



- 通路・廊下等に自転車などの私物を置くと通行の邪魔になったり、思わぬ事故に繋がるおそれがあります。
- また、私物が置かれたままになっていると災害時の際の避難や消防活動の妨げになります。
- 最近、共用部分の私物に放火するなどのイタズラ行為が多発しております。共用部分に私物を置いている方は至急撤去し、今後は物を共用部分に置かないでください。

